

## 習志野市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者等の高齢化又は重度化及び障がい者等の支援を行う者が不在となった後を見据えた地域生活支援拠点等事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項の障害者及び同条第2項の障害児をいう。

(2) 地域生活支援拠点等事業 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に規定する地域における複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備する事業をいう。

(3) 障害福祉サービス等事業者 次のいずれかに該当する事業者をいう。

ア 法第36条第1項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている事業者

イ 法第38条第1項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定を受けている事業者

ウ 法第51条の19第1項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定を受けている事業者

エ 法第51条の20第1項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業者

オ 法第77条の2第3項の規定に基づき基幹相談支援センターの事業及び業務の実施の委託を受けている事業者

カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項の規定に基づき指定障害児通所支援事業の指定を受けている事業者

キ 児童福祉法第24条の9第1項の規定に基づき指定障害児入所施設の指定を受けている事業者

ク 児童福祉法第24条の28第1項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定を受けている事業者

ケ 習志野市地域生活支援事業者の登録に関する規則(平成18年規則第59号)第3条第2項の規定に基づき習志野市地域生活支援事業等実施規則(平成18年規則第58号)第2条第1項第7号に規定する事業に係る登録を受けている事業者

(地域生活支援拠点等事業の機能)

第3条 地域生活支援拠点等事業は、市長の登録を受けた障害福祉サービス等事業者が次に掲げる機能を担うことにより実施する。

- (1) 相談機能(緊急時の支援が見込めない障がい者等に対する連絡体制を常時確保し、緊急時に必要なサービスのコーディネート及び相談を行う機能をいう。)
- (2) 緊急時の受入れ及び対応機能(法第5条第8項の短期入所を活用した緊急時の受入れ体制の確保、医療機関への連絡等の対応を行う機能をいう。)
- (3) 体験の機会及び場の提供機能(法第5条17項の共同生活援助、同条第20項の地域移行支援等を活用した一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能をいう。)
- (4) 専門的人材の確保及び養成機能(医療的ケアが必要な障がい者等、行動障害を有する障がい者等又は高齢化若しくは重度化した障がい者等に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の育成を行う機能をいう。)
- (5) 地域の体制づくり機能(地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。)

(対象者)

第4条 地域生活支援拠点等事業は、市内に住所を有する障がい者等に対して実施する。  
(地域生活支援拠点等事業の登録)

第5条 地域生活支援拠点等事業の機能を担おうとする障害福祉サービス等事業者は、この要綱で定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。

(登録の申請等)

第6条 前条の登録を受けようとする障害福祉サービス等事業者は、習志野市地域生活支援拠点等事業登録申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に登録する事業所の運営規程及び第2条第3号に該当することを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、障害福祉サービス等事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないと認めるものについて、登録を行うものとする。

- (1) 地域生活支援拠点等事業を継続的に運営することができない者
- (2) 第11条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- (3) 申請書の提出の日から起算して5年以内に法第5条第1項の障害福祉サービス又は同条第18項の相談支援の事業に関し、不正又は著しく不当な行為をした者
- (4) 法第36条第3項第4号から第13号までのいずれかに該当する者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは習志野市地域生活支援拠点等事業登録通知書(別記第2号様式)により、登録を拒否するときはその旨を書面により、申請書を提出した者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 登録事業者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに習志野市地域生活支援拠点等事業登録変更届出書(別記第3号様式)により市長に届け出なければならない。

(地域生活支援拠点等事業の廃止等)

第8条 登録事業者は、地域生活支援拠点等事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、速やかに、習志野市地域生活支援拠点等事業廃止・休止・再開届出書(別記第4号様式)により市長に届け出なければならない。

(調査等)

第9条 市長は、登録事業者に対し、必要に応じて地域生活支援拠点等事業の運営状況に係る調査を実施し、又は報告を求めることができる。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第8条の規定による地域生活支援拠点等事業の廃止の届出があったとき又は明らかに地域生活支援拠点等事業を廃止しているにもかかわらず、同条の規定による廃止の届出がないとき。
- (3) 前条の規定により報告を求められ、虚偽の報告をしたとき。
- (4) 不正の手段により登録を受けたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月8日から施行する。